

I スクールソーシャルワーカーとは

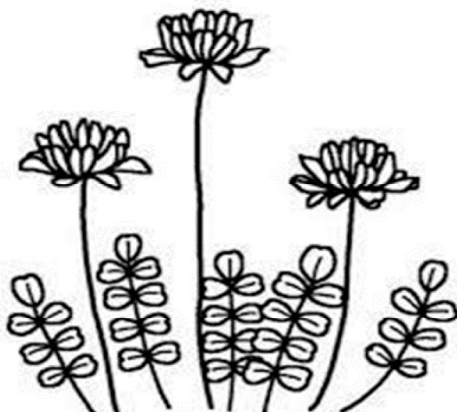
1 スクールソーシャルワーカーを知っていますか？

学校において、子どもたちが抱える問題への対応を考える場合、子ども本人に対する働きかけだけでは問題の解決が難しいことがあります。また、保護者に連絡をしてもなかなか話が進展しなかったり、連絡も取りにくかったりすることがあります。

背景には様々な事情があることが考えられます。その家庭はひとり親で、母親が複数の仕事をしていて、子どもの世話をする余裕がないのかもしれませんが。また、家族に病気や障害がある方がいて、誰も子どもの面倒を見る人がなく、学校を欠席するようになったのかもしれませんが。あるいは、もしかすると子どもが虐待を受けているのかもしれませんが。

スクールソーシャルワーカーは、子どもの生活面に着目します。子どもとその家族を支援する方法を、子ども本人の意向を尊重しながら一緒に考えていきます。学校が対応に困っている場合には、先生方と共に子どもや保護者へどのようなアプローチをしたらよいか相談したり、学校に来られない子どもと保護者がある場合には、家庭訪問など学校以外の場所で面談する方法を工夫したりします。

その家庭に役立つような、公的、あるいは民間のさまざまな情報を集め、利用しやすいように紹介できます。また、経済的な困難がある場合には、その家庭が利用可能な経済的な支援制度を紹介し、手続きに関する協力もできます。また、緊急にフードバンクや各種サービスを紹介することもあります。子どもの勉強が遅れてしまっている場合や、進学したいけれど経済的に塾には行けない場合などには、無料の学習教室などの民間の団体を紹介することもあります。



困難を抱えている子どもとその家族を、子どもを中心にして支援する専門職、それがスクールソーシャルワーカーです。

2 ソーシャルワークとソーシャルワーカー



ソーシャルワークとは、あらゆる人々が、生活する上で様々な困難に出会ったり、不利な立場となったりした場合、福祉制度や福祉サービスを利用するなどして、本人自らが困難に対処する能力を高められるように支援をすることです。(P.7:コラム①ウェルビーイング)

それを担う専門職の総称が「ソーシャルワーカー」です。主な国家資格は、社会福祉士や精神保健福祉士です。

コラム① ウェルビーイング Well-being「良好な状態」

ソーシャルワークが目標としている、「人が、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にある」ことを意味します。

1946年世界保健機関(WHO)憲章草案において「健康」を定義する記述の中に「良好な状態(well-being)」として用いられたのがはじまりです。

それまでの社会的弱者のみを対象としてきた、救貧的で慈恵的な古い福祉観から転換し、ソーシャルワークは、最低限度の生活保障だけでなく、人間的に豊かな生活を実現し、人権を保障するために多様な支援を行うという目標を掲げました。

3 スクールソーシャルワーカー活用事業

スクールソーシャルワーカーが、わが国で公教育に正式に導入されたのは、平成20年の文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業」からです。

21世紀に入る頃から、子どもに関する問題は多様化、深刻化しました。不登校の増加、いじめ、非行、校内暴力、そして児童虐待などです。児童福祉法及び児童虐待防止法の2つの法律では、学校及び教職員が虐待を発見した際の早期の通告義務が定められています。また、児童福祉法で規定された要保護児童対策地域協議会(P.7:コラム②要保護児童対策地域協議会)においては、学校、市町村教育委員会が、構成機関となることが想定されています。

文部科学省が調査研究を行い、全国で「スクールソーシャルワーカー活用事業」が展開された後、スクールソーシャルワーカーは教育・福祉の子ども関連施策のなかで様々な位置づけられてきました。

そして、文部科学省は「スクールソーシャルワーカーは、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家」と定義しています（平成22年、生徒指導提要）。

平成29年4月に学校教育法施行規則が改正され、スクールカウンセラーとともに、学校の中で身分が法的に位置づけられました。

学校教育法施行規則

第65条の2 スクールカウンセラーは小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

第65条の3 スクールソーシャルワーカーは小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

（中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にも準用）

4 スクールソーシャルワーカーの職務内容

スクールソーシャルワーカーの職務内容として、以下があげられます。（図1）

- (1) 児童生徒本人への相談支援（面談・家庭訪問・電話等）、また、保護者への相談支援（面談・家庭訪問・電話等）を行います。
- (2) 学校内での児童生徒の問題について、情報交換、課題分析（見立て・アセスメント）、具体的な支援や役割分担などの構築（プランニング）を行います。

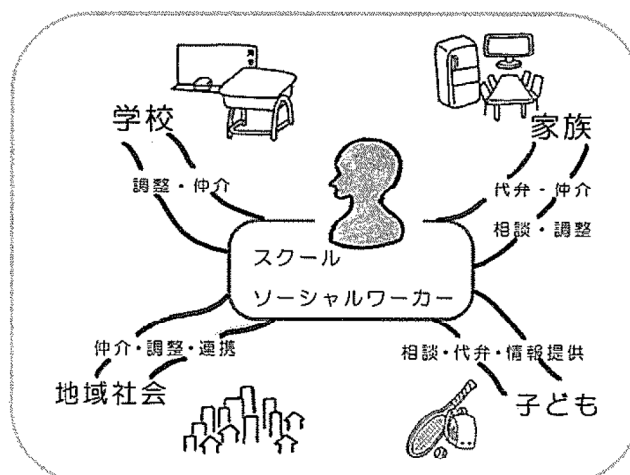




図1 スクールソーシャルワーカーの職務

(3) 校内支援チーム体制の構成員（例．管理職、生徒指導主任、学年主任、担任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー）となり、ケース会議に参加します。（ ページ下:表 1 参照）

(4) 関係機関等と連携をして情報を共有し、支援の構築を行います。
 （ P. 9:表 2 参照）

スクールソーシャルワーカーは、地方公務員法により守秘義務を負います。有資格者は社会福祉士、精神保健福祉士としての守秘義務もあります。教職員や関係機関と協働し、集団守秘義務を負います。



表 1 スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー

学校における教育相談に関する資料（2015）を一部改変

名称	スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー
人材	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有する者
主な資格	公認心理師、臨床心理士、精神科医 等	社会福祉士、精神保健福祉士 等
手法	カウンセリング（子どもの心のケア）	ソーシャルワーク（子どもが置かれた環境（家庭、友人関係等）への働きかけ）
配置	学校、教育委員会 等	教育委員会、学校 等
主な業務内容	① 個々の児童生徒へのカウンセリング ② 児童生徒への対応に関し、保護者・教職員への助言 ③ 事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア ④ 教職員等に対する児童生徒へのカウンセリングマインドに関する研修活動 ⑤ 教員との協力の下、子どもの心理的問題への予防的対応（ストレスチェック等）	① 家庭環境や地域ボランティア団体への働きかけ ② 個別ケースにおける福祉等の関係機関との連携・調整 ③ 要保護児童対策地域協議会や市町村の福祉相談体制との協働 ④ 教職員等への福祉制度の仕組みや活動等に関する研修活動

監修者作成

コラム② 要保護児童対策地域協議会（要対協）

児童福祉法に基づいて市町村が設置する機関です。支援対象児童(下記)を早期発見し適切な保護を図るために、関係機関が子ども等に関する情報や考え方を共有し、連携して対応することを目的としています。支援対象者は、虐待を受けた子どもに限られず、居所不明児童、ヤングケアラー、非行児童等も含まれます。

支援対象児童

- 要保護児童・・・保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童
- 要支援児童・・・保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
- 特定妊婦・・・出産前から支援が必要と認められる妊婦

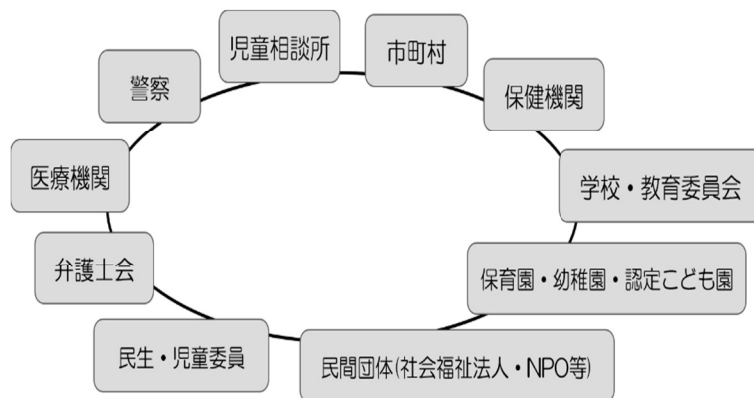


図2 要対協を構成する機関（例）

要対協は、その構成機関に対して守秘義務を課すとともに、関係機関に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができます（児童福祉法第25条の3）。（図2）

これにより、守秘義務を課される機関の職員も義務違反を問われることなく、要対協の中で情報を共有できます。

教育委員会と学校は要対協の構成機関として想定されています。実務者会議には教育委員会から指導主事やスクールソーシャルワーカーが出席し、定期的に情報のやりとりをしてケースの進行管理を行います。また個別ケース検討会議が開かれる場合には、学校からも担当する教員が参加して支援計画の策定と実行に参画します。（図3）

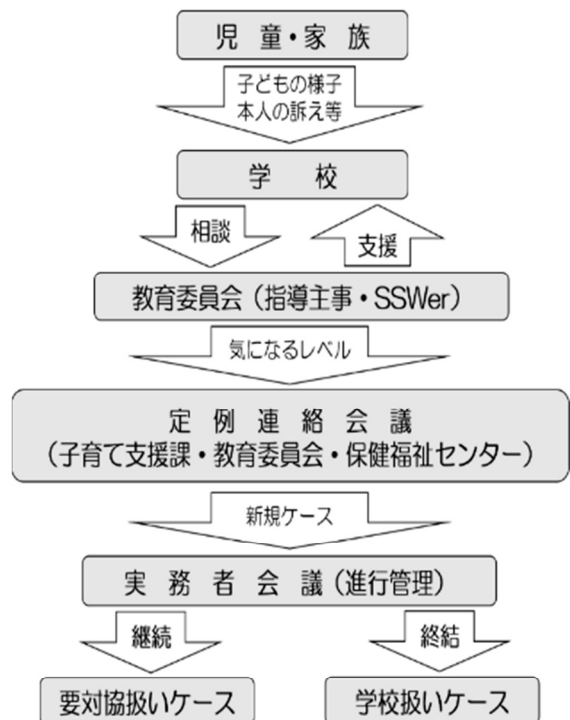


図3 ケースの流れ（例）